

従業員・家族がマイナンバーカードで適切に受診できるように 迅速な健康保険の加入手続きをお願いします。

【 マイナンバーカードと保険証の一体化 】

- 政府は、令和 6 年秋に保険証を廃止する方針を示しました。
- 保険証の廃止後は、マイナンバーカードが保険証の代わりとなります。

【 従業員・家族のためにも迅速な手続きを！ 】

- 健保組合へマイナンバーが未届出であったり、加入手続きが遅れると医療機関や薬局で資格確認が出来ず、従業員・家族が困ってしまいます。
- 今は、保険証があれば保険診療を受けられますが、保険証が廃止になると、資格が確認できない場合には、窓口負担が 10 割となる可能性があります。

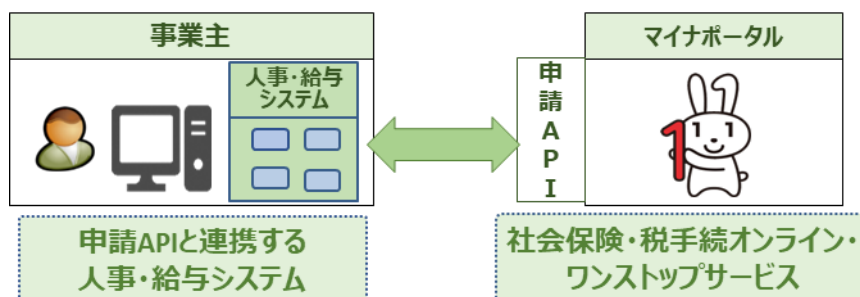


- 保険証の廃止は、従業員・家族への保険証配布・回収に伴う事務負荷やコストの軽減にもつながります。
- 保険証廃止に向け、今後速やかな届出のご協力をお願いします。

留意点

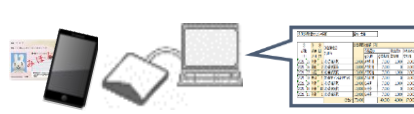
健保組合への加入手続きは、当該事実があった日から 5 日以内にマイナンバーを記載し届出することとされています。（健康保険法施行規則）

【 速やかに届出いただくために電子申請の活用を！ 】



- ▷ 健保組合への電子申請は、マイナポータルへの API 連携が必要です。（人事・給与システムの改修、マイナポータルへの API 連携対応ソフトの導入などが想定されます。ご利用の人事・給与システム事業者にご確認ください。）
【ご参考】申請 API と連携するための仕様書については、マイナポータルの HP で、申請することによって取得できます。
<https://myna.go.jp/html/api/tetsuzukishinsei/index.html>
- ▷ マイナポータルへの電子申請に対応している人事・給与システムの一部は、厚労省の HP で確認できます。
https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/index.html
- ▷ マイナポータルへの電子申請は、電子証明書または g-BizID で認証します。

【 マイナンバーカードを保険証として利用する本人のメリット 】

☒ より良い医療につながる！	☒ ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！
本人同意のもと、特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。 現在、□□の薬で治療しているのか。 	顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。 
☒ 高額な医療費の一時的な支払いが不要に！	☒ マイナポータルで特定健診・薬剤情報・医療情報等をいつでも確認できる！
入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。  ※医療機関受診時に本人が同意する必要があります。	マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。 
☒ 医療費控除の手続きが便利に！	☒ 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になりました！
マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。 ※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。	令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡す必要がなくなります。  ※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は、従来どおり紙の処方箋になります。

✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。

(ステッカーやポスターが目印)

✓ 現在は従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



【 Q&A 】

Question	Answer
マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？ また、持ち歩かずに済む方法は検討されていないのですか？	キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。(24時間365日対応しています。) 現在、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインで行政手続等を行うことができる環境の構築が進められています。(令和5年5月11日から。まずはAndroid端末から搭載される予定です。)
マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？	マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。
マイナンバーカードと保険証を一体化し、保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。 マイナンバーカードを保険証として使える医療機関も少なく、従来の保険証よりも窓口負担が高くなると聞きましたが本当ですか？	令和5年4月から、原則、全ての医療機関・薬局において、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入が義務付けられることを踏まえ、現在、設置が進められています。 なお、マイナンバーカードを利用した際の窓口負担額は改定され、マイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなりました。